

## 江東区物価高騰重点支援給付金について

## 1 支給目的

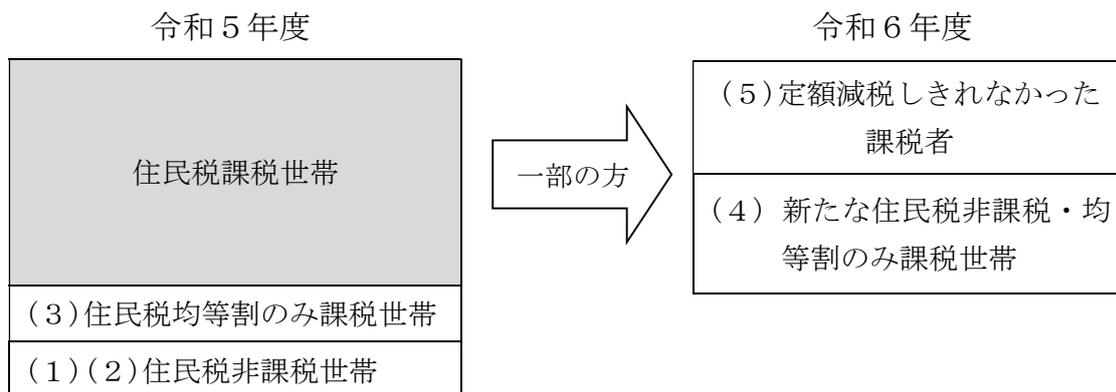
令和5年11月2日に閣議決定した「デフレ完全脱却のための総合経済対策」において、特に家計への影響が大きい低所得者世帯を支援する「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用し、住民税非課税世帯や同世帯の子育て世帯、定額減税で引ききれなかった方等に対して、各種給付金として支給することを目的とする。

## 2 各種給付金

令和5年度から令和6年度にかけて、以下の給付金を支給した。

- (1) 令和5年度住民税非課税世帯への給付金（1世帯あたり3万円）  
⇒ 第一回定例会で報告
- (2) (1)の追加給付分（1世帯あたり7万円）
- (3) 令和5年度住民税均等割のみ課税世帯への給付金（1世帯あたり10万円）及び(2)(3)のうち、18歳以下の児童がいる世帯へのこども加算（1人あたり5万円）
- (4) 令和6年度において新たに住民税が非課税または均等割のみ課税となる世帯への給付金（1世帯あたり10万円）及びこども加算（1人あたり5万円）
- (5) 令和6年分の所得税・令和6年度の住民税について定額減税しきれないと見込まれる方への給付金（調整給付）

## 【イメージ図】



## 3 支給実績等

上記2(2)から(5)各種給付金の支給実績等については別表のとおりである。

(別表) 各種給付金の支給実績等

	(2) 追加給付分 (1世帯あたり7万円) 【令和6年1月～】	(3) 令和5年度住民税均等割のみ課税世帯及び こども加算分【令和6年3月～】	(4) 令和6年度新たな住民税非課税及び均等割 のみ課税世帯【令和6年7月～】	(5) 調整給付 (定額減税で引ききれなかった 方) 【令和6年7月～】
支給対象者	令和5年12月1日(基準日)時点において、以下の要件をすべて満たす世帯 ・基準日時点で江東区に住民登録がある ・世帯員全員の令和5年度分特別区民税・都民税の均等割が非課税である世帯主(課税者の被扶養者のみ世帯は除く)	①住民税均等割のみ課税世帯(こども加算給付を含む) 令和5年12月1日(基準日)時点において、以下の要件をすべて満たす世帯 ・基準日時点で江東区に住民登録がある ・世帯員全員の令和5年度分特別区民税・都民税の均等割のみ課税、または均等割のみ課税者および均等割非課税者で構成される世帯主(課税者の被扶養者のみ世帯は除く)  ②こども加算 令和5年12月1日(基準日)時点において、以下の要件をすべて満たす世帯 ・基準日時点で江東区に住民登録された令和5年度分特別区民税・都民税の均等割非課税世帯 ・江東区物価高騰重点支援給付金(追加給付分・7万円)を受給した18歳以下のこどもがいる世帯主(課税者の被扶養者のみ世帯は除く)	①新たな住民税非課税世帯および均等割のみ課税世帯 令和6年6月3日(基準日)時点において、以下の要件をすべて満たす世帯 ・基準日時点で江東区に住民登録がある ・世帯員全員の令和6年度分特別区民税・都民税の均等割のみ課税者等で構成される世帯主(課税者の被扶養者のみ世帯は除く)  ②こども加算 上記①の世帯のうち、18歳以下のこども(平成18年4月2日以降に出生)がいる世帯主(課税者の被扶養者のみ世帯は除く)	令和6年6月20日(基準日)時点において、以下の要件をすべて満たす世帯 ・令和6年1月1日時点で江東区に住民登録があり、江東区が住民税課税権を保有している者 ・定額減税可能額が減税前税額を上回る(減税しきれない)と見込まれる所得税及び住民税の納税義務者
支給額	1世帯につき7万円	①世帯に対する給付金 1世帯につき10万円  ②こども加算分 18歳以下1人あたり5万円	①世帯に対する給付金 1世帯につき10万円  ②こども加算分 18歳以下1人あたり5万円	1人あたり1万円単位 (所得税3万円、住民税1万円の最大4万円)
支給実績 (支給率)	51,862世帯(92.50%)	①均等割のみ課税世帯 5,289世帯(91.78%)  ②こども加算 3,528世帯(98.96%) (内訳:均等割のみ課税世帯 379世帯、 江東区物価高騰重点支援給付金(追加給付分・7万円)受給世帯 3,149世帯)	(令和6年10月31日時点) ①新たな住民税非課税世帯等 8,909世帯(83.69%)  ②こども加算 960世帯(86.88%)	(令和6年10月31日時点) 58,017人(91.62%)
総支給額	36億3,034万円	7億9,805万円 ①5億2,890万円 ②2億6,915万円	9億5,990万円 ①8億9,090万円 ②6,900万円	21億1,706万円
備考	・プッシュ型の支給方法を導入開始 令和5年度に実施した江東区物価高騰重点支援給付金(1世帯あたり3万円)を口座振込(本人口座)により受給した世帯は申請不要で支給。前回振込した口座へ振込を行う。		・オンライン申請を導入開始 マイナンバーカードを保有している世帯主はオンライン申請が可能。	・オンライン申請を導入開始 マイナンバーカードを保有している対象者はオンライン申請が可能。  ・調整給付金は、令和6年所得税の推計値を用いて算出しているため、令和6年所得税額等が確定した後に算出される確定額が、今回の算出額を上回った方に対して、確定額と算出額の差額分を令和7年度に追加で支給(不足額給付)を行う。